

## 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年4月15日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

### 記

1. 公示件名：インド国日印半導体連携促進に係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：インド国日印半導体連携促進に係る情報収集・確認調査 (QCBS-ランプサム型)

調達管理番号：26a00116

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年4月15日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：インド国日印半導体連携促進に係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。（全費目課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2026年6月 ～ 2027年10月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定<sup>2</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の

---

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

<sup>2</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2026 年度末 (2027 年 3 月頃)

## 2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

南アジア部 南アジア第一課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026 年 4 月 21 日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026 年 4 月 22 日 12 時まで
3	質問への回答	2026 年 5 月 8 日まで
4	本見積額 (電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2026 年 5 月 15 日 12 時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
7	見積書の開封	2026 年 5 月 29 日 14 時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日まで
9	技術評価説明の申込日 (順位が第 1 位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先： <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

## 3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

## (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

## (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

## 5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### (1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/jCy5ZXaLWC>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

## (2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 6. プロポーザル等の提出

### (1) 提出期限：上記2. (3) 参照

### (2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け  
国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

#### 1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

#### 2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

#### 3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルに分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

### （3）提出書類

- 1）プロポーザル・見積書・別見積書
- 2）別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

### （4）電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1）作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 7. 契約交渉権者の決定方法

### （1）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

### （2）評価方法

#### 1）技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点を下回る場合には不合格となります。  
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

## 2) 評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

### ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

## 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格 = 100 点

② 価格評価点：（最低見積価格 / それ以外の者の価格）× 100 点

## 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点） = （技術評価点） × 0.8 + （価格評価点） × 0.2

### (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10% が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

#### (4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。
- 4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）  
低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

### 8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

### 9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 調査の背景・経緯

コロナ禍の期間を除けば、インド経済はおおむね好調で、2000年以降は年平均7%を上回る力強い成長が続いている（世界銀行）。しかしその一方で、雇用吸収力の高い製造業のGDP比率は長年にわたり約15%前後にとどまり低迷しているほか、慢性的な貿易赤字も抱えている。こうした課題を踏まえ、モディ政権は2014年に「Make in India」政策を掲げ、2030年までに製造業のGDP比率を大幅に引き上げることを目標としている。また、インド国内ではスマートフォン、自動車部品、コンピューティング、データセンターなど幅広い分野で需要が拡大しており、これに伴い半導体・電子部品の需要も急増している。インド電子・半導体協会（IESA）によれば、インドの半導体市場は2022年の約330億ドルから、2030年には約1,000億ドルへと飛躍的に拡大する見通しである。他方、現時点では商業規模の半導体製造拠点が国内に存在せず、インドは半導体需要の約92%を輸入に依存しており、輸入全体に占める中国からの輸入比率が最も高く36%を占めている（インド政府）。

2020年には「自立したインド（Atmanirbhar Bharat）政策」を公表し、産業分野全般における輸入依存度の低減及び国内生産拠点並びに輸出拠点としての国際的地位の強化を政策目標として掲げた。併せて、半導体産業を含む電子産業については、国家的な重点分野として位置付け、その育成・強化を最重要課題として推進している。この方針の下、政府は国内製造基盤の拡充に向けた支援として、「生産連動型補助金（PLI）」、「電子部品・半導体製造促進政策（SPECs）」、「電信機器製造クラスター計画（EMC2.0）」等のインセンティブスキームを実施している。さらに、2021年には「インド半導体ミッション（India Semiconductor Mission）」の枠組みに基づき、総額7,600億ルピー（約1.3兆円）規模の予算を措置し、「半導体・ディスプレイ製造エコシステム開発プログラム」を創設するなど、半導体産業の本格的な育成を図っている。加えて、2025年2月に公表された2026-27年度政府

予算案において、同ミッションの第2フェーズに係る予算化が正式に決定されたところであり、政府として同産業の戦略的育成に引き続き重点を置く姿勢が示された。これらの取り組みにより、インド国内においては、半導体製造基盤の大規模な構築、関連産業の集積促進及び国内供給能力の強化を目的とした政策実行が急速に進展している。また、国際協力銀行（JBIC）が実施した2025年のアンケート調査においても、日本の製造業による中期的な有望事業展開先国としてインドが4年連続で第1位に選定されており、同国の事業環境に対する期待は引き続き高い。

インド中西部に位置するグジャラート州は、モディ氏が州首相を務めた2001年から2014年にかけて、インフラ整備や外資誘致に向けたビジネス制度の整備が集中的に進められ、他州と比較してビジネス環境が良好に整備されている。同州は、国全体のGDPの8.3%（2023-2024年度、インド政府）を占め、年平均成長率（2017-2024年）は10.8%を記録する等、インド経済成長の重要な牽引役となっている。グジャラート州は、2022年7月に国内で初めて半導体産業振興に特化した政策である「グジャラート半導体政策2022-2027」を公表し、中央政府の補助金に加え、半導体製造工場の建設費や電力・水道等の運営費を対象とする補助金制度を導入した。これらの取組の結果として、2026年2月時点でインド政府が承認した半導体工場建設プロジェクト10件のうち、4件がグジャラート州での事業計画となっており、同州が半導体産業の集積地として台頭しつつある。

インド北東部地域は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた戦略的要衝であり、同地域の開発進展状況を踏まえても、日印間協力の優先度は極めて高いことが日印両国首脳間で確認されている。アッサム州は、北東部の中でも面積78,438km<sup>2</sup>、人口約3,120万人（2011年）を有する同地域最大かつ同地域の経済発展をリードする州である。これまで、同州では、大きな経済効果を生む大規模製造業の進出・展開が遅れていたが、近年、半導体・電子産業の振興に向けた政策として「アッサム州半導体・電子政策」を発表し、PLI（生産連動型インセンティブ）への追加補助、土地・電力費等に対する補助金制度を導入するなど、積極的な産業誘致策を展開している。この結果として、北東部地域で唯一、半導体工場の建設が実際に進展している状況にある。当該半導体工場の整備により、約1万5,000人規模の雇用創出が見込まれ、エレクトロニクス産業含む周辺産業の展開拡大にも繋がるものとして、北東部全体の経済開発を促進する観点からも、同産業の育成に対する期待は極めて大きい。

一方で、インドにおける半導体製造の本格的な立ち上げに向けては、日本企業を含む海外の半導体製造装置メーカーや部素材メーカーなど、関連企業の誘致・連携が不可欠である。そのためには、精密機器の輸送に耐え得る高品質な道路整備、安定性の

高い電力供給、膨大な用水を確保できるインフラ整備といった、信頼性の高い公的基盤の整備を着実に進める必要がある。また、製造装置や部素材という高度で精密な機器の輸入に対応する円滑かつ透明性の高い税関手続きなど、政策・制度面での改善も求められる。さらに、インドは半導体設計分野では一定の強みを有しているものの、半導体製造に必要となる人材の育成に関しては十分な経験と蓄積を有していない。このことから、製造プロセスを担える技能・知識を備えた人材を育成するための教育・研修基盤の整備が喫緊の課題となっている。

日本政府においても、半導体・デジタル産業を「国家事業」として位置付け、2021年に「半導体・デジタル産業戦略」を策定し、2023年6月には同戦略の改定を行っている。同戦略では、半導体分野について（1）半導体生産基盤の強化、（2）日米連携を軸とした次世代半導体技術基盤の整備、（3）グローバル連携による技術基盤の強化を重点施策として掲げ、これらの実現に向け国際連携の推進および人材育成の強化を方針としている。また、日印両政府は半導体サプライチェーンの強靱化を最重要産業政策の一つとして位置付けており、2023年7月には「日印半導体サプライチェーンパートナーシップ」を締結した。さらに、2025年9月の日印首脳会談においては、「日印経済安全保障協カイニシアティブ」および「日印デジタル・パートナーシップ 2.0」において、半導体が最優先協力分野として位置付けられ、同分野における両国協力の機運は産官双方で一層高まっている。こうした潮流を受け、実際にインド進出を決定、または検討する日本企業も現れ始めており、半導体分野における日印協力は今後さらに具体化・深化していくことが見込まれる。

かかる状況の下、ODAの実施方針を示す、外務省「対インド国別開発協力方針（2023年改訂）」において、「共創による産業の発展強化」目標の下、半導体分野での連携が明記され、JICAによる日印半導体連携促進も期待されている。特に半導体製造人材分野における日印連携促進を図るべく、JICAは、2025年7月、9月、2026年1月にインド政府・アカデミア関係者及び地方自治体含む本邦半導体製造エコシステム関係者の日印相互往来を実施し、日印半導体連携に係る検討を進めている。

本調査は、インド国内において半導体工場の建設が進展している状況を踏まえ、日本企業の進出が具体的に検討されているグジャラート州、及び日印間の協力の優先度の高い北東部において半導体工場建設が進むアッサム州を中心に、インド全土での半導体に係る各種取組を対象として、基礎情報の収集・分析を行い、将来的な日印協力の方向性を検討するものである。

## 第2条 調査の目的と範囲

受注者は、「第3条 調査実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第4条 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、「第5条 報告書等」に示す報告書等を発注者に提出するものである。

## 第3条 調査実施の留意事項

### (1) 調査対象地域

グジャラート、アッサム、デリー等

### (2) 相手国対象機関

グジャラート州：科学技術局、産業局、インフラ関係部局（電力・水・道路等）、ドレラ産業都市開発公社（DICDL）、グジャラート州産業開発公社（GIDC）、グジャラート州電子ミッション（GSEM）、インド工科大学ガンティナガール校、グジャラート州内で半導体人材育成を担う教育機関等

アッサム州：計画局、産業局、教育局、スキル・雇用局、インフラ関係部局（電力・水・道路等）、インド工科大学グワハティ校、アッサム州内で半導体人材育成を担う教育機関等

中央政府：電子情報技術省（Ministry of Electronics and information Technology; MeitY）、インド半導体ミッション（ISM）、National Institute of Electronics & Information Technology（NIELIT）等

### (3) インド半導体産業に係る最新動向の把握と共有

インド国内の半導体産業全般（中央・州政府政策、民間企業動向）に関する最新動向を継続的に情報収集・整理する。その際、関連する日本企業の動向については重点的かつ詳細に把握し、本邦企業向けの説明会・講演等も通じて情報発信・情報収集を行うこととする。また、情報収集にあたっては発注者の指示の下、経済産業省、JETRO、インド日本商工会などの関係機関とも連携する。

### (4) 既往調査結果を踏まえての協力の方向性案の検討

本調査では、既往調査「日印半導体サプライチェーン情報収集・確認調査」、  
「日印産業連携・人的交流促進に係る情報収集・確認調査」、「技術協力等におけるジェンダー主流化調査分析業務現地調査報告書」及び経済産業省が実施している「日印半導体産業育成マスタープラン策定等調査」等の関連調査結果を十分に精査した上で、グジャラート州、及びアッサム州向けの JICA 協力（事業スキームは主に円借款事業を想定）の方向性案をそれぞれ検討・策定することを目的とする。

特に、グジャラート州については、「日印産業連携・人的交流促進に係る情報収集・確認調査」の調査結果を調査序盤で十分にレビューし、調査方針をとりまとめる。

#### (5) グジャラート州、アッサム州向けの協力の方向性案の検討について

- グジャラート州：半導体産業振興に不可欠となる①人材育成、②インフラ整備、③政策・規制制度の改善の三分野について、それぞれ協力の方向性案を整理する。このうち、特に「人材育成」分野については、今後の協力の方向性を検討するための前提となり得る、人材育成拠点の役割・機能・運営体制や、拠点となる教育機関に関する基礎情報が不足していることから、これらの基礎情報の収集・分析・検討を行うこととする。具体的には、に重点を置いて検討を行い、グジャラート州政府およびインド工科大学ガンディナガール校（IITGN）が構想する Center of Excellence (CoE) をベースに、同州における半導体産業振興に必要となる CoE の目的、機能、関係機関の洗い出しや運営体制等について、基礎情報の収集および分析・検討を行う。これらの情報を基に、将来的な連携案件候補の初期的検討（事業内容、実施機関、コスト、成果指標、環境社会配慮上の留意事項、ジェンダー要素等の内容を含むもの）を行い、本邦企業・大学・自治体等との意見交換結果も踏まえ、「インテリム・レポート①」としてグジャラート州における協力の方向性案を取りまとめ、グジャラート州政府に説明する。同レポートはグジャラート州が日印協力の必要性を理解するための基礎資料となることを想定しているため、既往調査結果を活用しつつ、グジャラート州における半導体産業の現状と課題を整理した上で、日印協力の必要性（事業スキームは主に円借款事業を想定）を分かりやすく整理する。
- アッサム州：グジャラート州同様、①人材育成、②インフラ整備、③政策・規制制度の改善の三分野について、協力の方向性案を整理することを想定している。他方、複数の半導体工場の設置が進むグジャラート州に比して、アッサム州においては半導体製造メーカーの進出状況や、周辺インフラの整備状況等が

大きく状況が異なることに留意する。調査では、日印間協力の優先度が高い北東部州としてのアッサム州における半導体産業の位置づけ・重要性、日本の支援意義について整理し、人材、インフラ、政策・規制制度の各観点からアッサム州の現状とあるべき姿を整理する。これらの情報を基に、将来的な連携案件候補の初期的検討（事業内容、実施機関、コスト、成果指標、環境社会配慮上の留意事項、ジェンダー要素等の内容を含むもの）を行い、本邦企業・大学・自治体等との意見交換結果も踏まえ、「インテリム・レポート②」として、アッサム州における協力の方向性案を取りまとめ、アッサム州政府に説明する。同レポートはアッサム州が日印協力の必要性を理解するための基礎資料となることを想定しているため、アッサム州における半導体産業の現状と課題を整理した上で、日印協力の必要性（事業スキームは主に円借款事業を想定）を分かりやすく整理する。

なお、協力の方向性案の検討に際しては、デスクトップ調査での情報収集結果のみならず、インド側関係機関、及び（6）で記載する本邦企業・本邦大学・自治体との意見交換・協議を通じて提案する必要がある。

#### （6）本邦企業・本邦大学・自治体連携可能性の検討

グジャラート州、アッサム州に対する協力の方向性案の検討に際しては、本邦企業・本邦大学・自治体等とのヒアリング・意見交換を十分に行う。その上で、可能な限り、（5）で検討する協力の方向性案に日本のプレーヤーを巻き込む仕組みを含めることとする。なお、本邦企業への訪問・意見交換の実施にあたっては、調査の中立性・客観性に配慮し、訪問対象の選定方針および候補について、必要に応じて事前に発注者と共有・確認するものとする。

#### （7）本邦招へい

アッサム州政府関係者を中心としたの本邦招へいを実施（2026年秋頃又は2027年5月頃：発注者と相談して決定）する。（6）で実施する本邦企業・本邦大学・自治体等との意見交換結果を踏まえ、将来的にアッサム州で連携する可能性のある訪問先を選定することとする。

### 第4条 調査の内容

#### （1）既往調査結果の確認・レビュー

インドにおける半導体産業の概況・課題については「日印半導体サプライチェーン情報収集・確認調査」を、グジャラート州における半導体産業の概況・課題については「日印産業連携・人的交流促進に係る情報収集・確認調査」の調査結果を最大限活用すべく、調査初期でこれらの内容を十分に確認・レビューすること。

更に、本調査では、経済産業省が実施している「日印半導体産業育成マスタープラン策定等調査」の内容も十分に踏まえた内容にする必要があることから、発注者を通じて経済産業省とも連携する。

また、半導体産業振興については、既往の調査から女性の活躍が期待されることも判明しているため、ジェンダー主流化の観点では「技術協力等におけるジェンダー主流化調査分析業務現地調査報告書」をよく確認・レビューすること。

## (2) 印半導体産業動向のモニタリング（特に日本アクターの関与動向の把握）

インド全体の半導体産業の動向を継続的に把握するため、現地政府発表、報道内容等を継続的に確認する。情報収集・整理の対象はインドにおける半導体産業全般とするが、特に、①人材育成、②インフラ整備、③政策・規制制度に関するインド中央政府、グジャラート州、アッサム州の動きに着目することとする。また、これらに関連する日本アクターの動向についても、重点的かつ詳細に把握することで、後述する日本企業・大学・自治体との意見交換に役立てる。情報収集にあたっては発注者の指示の下、経済産業省、JETRO、JBIC、インド日本商工会（JCCII）などの関係機関とも連携することとし、業界団体と連携して説明会・講演等を通じた情報発信・情報収集を行うことも検討する。その他、ADB 等他の開発援助機関の関連する動向（職業訓練、産業インフラ整備等）についても情報を整理すること。

## (3) グジャラート州、アッサム州及び電子情報技術省体制に係る基礎情報の整理と評価

既往調査結果を活用しつつ、グジャラート州、アッサム州及び電子情報技術省の半導体産業に関連する組織体制・人員、半導体関連政策・事業の実施能力、予算配賦及び執行状況等の財務状況について整理する。また、(2)の調査結果を踏まえ、半導体産業がグジャラート州、アッサム州、及びインド全体に対して、どの程の経済効果（金額、雇用等）、社会開発効果（ジェンダー主流化、貧困削減等）を生むのかについて整理し、日本アクターの連携・活用可能性を検討する。

#### (4) グジャラート州における協力の方向性案の検討

「日印産業連携・人的交流促進に係る情報収集・確認調査」で検討したグジャラート州における日印半導体連携の方向性をもとに、更に以下の調査・検討を実施した上で、グジャラート州における協力の方向性案をとりまとめる。

##### 1) 人材育成体制の初期的検討

インド工科大学ガンティナガール校、グジャラート州政府、電子情報技術省により、グジャラート州における半導体分野の人材育成の仕組み（Center of Excellence : CoE）が検討されている。CoEでは、Hub（及びCo-Hub）&Spokeの形態を取り、IITガンティナガール校を念頭にHubとなる教育機関がカリキュラムの策定・更新や教育モデルの構築等を行いつつ、Spokeとなる教育機関がHub（及びCo-Hub）機関と連携し、州全体で半導体産業に必要な複数の人材層（研究職・エンジニア・オペレーター等）を育成していくことが想定されている。本調査では同CoEの体制に関してグジャラート州政府及びIITガンティナガール校と協議を行いつつ、将来CoEの体制を検討するのに必要となる、以下の点を含む初期的な情報収集・検討を行う<sup>3</sup>。

##### i). CoE 目的・機能

同州として半導体人材育成を着実かつ効果的に進めていくに際して、CoEが果たすべきミッション及び同ミッションを現実的に達成するためのCoEの機能について検討を進める。その際に、グジャラート州半導体産業に必要な人材の種別ごとの人数、及びそれを踏まえたCoEでの育成体制に留意する。検討に際しては、実施主体であるIITガンディナガール校を含む同州半導体人材育成機関、同州政府、連携可能性のある日本のアクターとの協議を行う。また、日本・台湾・ASEAN等、グジャラート州に展開可能な他国事例の分析も行う。

##### ii). Co-Hub 及び Spoke の候補機関の洗い出しと評価

ハブ（IITガンディナガール校）に加えて、グジャラート州内におけるCo-Hub及びSpoke機関を選定するにあたり必要となる要素を検討し、グジャラート州政府と連携し、IITガンディナガール校、その他同州半導体人材育成関連機関との協議を通じてCo-Hub及びSpoke候補の初期的な整理を行う。選定されたCo-Hub及びSpoke候補については、組織

<sup>3</sup> i)～iii)に挙げる項目の他に、グジャラートにおける人材育成体制において特に初期的段階で特に検討しておくべき事項があればプロポーザルで提案すること。

体制・人員、半導体関連事業の実施能力、予算配賦及び執行状況等の財務状況についても整理する。

iii). CoE 運営体制

i 及び ii を踏まえて、係る機能を確実に実施できる実施体制についてこれらの検討に必要な情報（他の目的で既にグジャラート州が運営している Section 8 Company に係る情報等）を収集し、CoE の運営体制に係る初期的検討を行うこととする。その際に、グジャラート州政府や CoE 機関候補との協議を行う。なお、CoE の運営主体については、インド会社法（Companies Act, 2013）第 8 条に基づく「Section 8 Company」（注：教育・研究・社会的目的の推進など公益性の高い活動を目的として設立される非営利法人）が一案として議論されている。

2) インフラ整備に関する初期的検討

グジャラート州におけるドレラ工業団地、サナンド工業団地においては、一定のインフラ整備が進んでいる。本調査では、半導体製造におけるグローバル基準のインフラ（工業インフラに加え、病院・学校等の社会インフラを含む）について情報収集・整理を行い、グジャラート州におけるインフラ整備の必要性や必要な州政府政策対応事項の検討を行う。加えて、課題の特定及びグジャラート州における半導体産業の更なる進展のために必要となるインフラに係る専門的調査（想定例：水・電気等）を実施する<sup>4</sup>。調査に際して、グジャラート州政府の既存インフラ計画や（同州が既に実施準備を行っている）調査計画等を参照し、連携した対応を行う。

3) 現時点で改善すべきと思われる政策・規制制度の整理及び政策改善メカニズムの検討

今後、日本企業を含む半導体関連企業が、インドでの事業実施検討時、及び進出後に直面する可能性のあるインド国内の政策・規制制度上の課題と対応策（複雑な通関手続きの緩和、BIS（Bureau of Indian Standards）の緩和等）を整理する。特に、それぞれの政策の所管等に留意し、中央政府・州政府両レベルでの改善事項を整理する。また、それらの政策・規制制度の改善を実施する

<sup>4</sup> この他、今後グジャラート州において半導体関連のインフラ整備を検討するにあたり、有効と考えられる項目がある場合には、その内容についてプロポーザルにおいて提案すること。また、具体的な調査手法についても、プロポーザルにおいて提案すること。この際、当該専門的調査は再委託により実施することを想定し、定額での計上とする。

際のメカニズムや JICA をはじめとする日本政府関連機関の貢献可能性について提言する。その際、政策・規制制度改善を通じた日印双方にとっての裨益内容も整理する。

#### 4) 人材育成、インフラ整備、政策・規制制度における将来の連携案件候補群の初期的検討

(1)、(2)、(3)、(4)の調査・検討内容を踏まえ、①人材育成、②インフラ整備、③政策・規制制度の各分野における、将来の連携案件候補群の初期的検討を行うこととする。同案件候補群には以下の情報を含むこととし、発注者の指定の様式でとりまとめる<sup>5</sup>。

- ・ 事業概要
- ・ 実施主体/運営維持管理体制
- ・ コスト概算
- ・ 運用効果指標（目標値を含む）
- ・ 環境社会配慮上の留意事項
- ・ 連携可能性のある日本の機関
- ・ ジェンダー主流化に資する活動

人材育成、インフラ整備、政策・規制制度のそれぞれの連携案件候補群の件というイメージは以下のとおりであるが、グジャラート州政府との協議を経て提案内容を決定する。

##### ① 人材育成：

- (ア) CoE 構築・運営
- (イ) 実際の人材育成活動（インターン、講師派遣、日本での研修等）
- (ウ) CoE 構築のための施設・機材 等

##### ② インフラ整備：

- (ア)インフラ整備マスタープランの実施

---

<sup>5</sup> 現時点での様式案は配布資料「連携案件候補群情報シート」の通り

(イ) 半導体製造に必要な産業・経済インフラを柔軟に整備できるような体制構築（資金面・運営体制面）及び実施支援

(ウ) インフラ整備（現時点で整備必要と思われるインフラを提案するもの）等

③ 政策・規制制度：

(ア) 日本・グジャラート州におけるビジネス環境整備委員会の立ち上げ・実施

(イ) 日本企業等の対応を担うジャパンデスクの立ち上げ・運営等

なお、(3)の調査結果も踏まえ、これらを実施するグジャラート州における実施体制の検討・提案と、それを支援する専門チーム（コンサルタント）の役割、体制、必要な能力、コスト等についても検討・提案する。

※専門チームの役割、体制、必要な能力、コストについては、発注者から契約開始後に提供する案をレビューして検討する。

5) 本邦企業・本邦大学・自治体との意見交換

上記1)～4)の検討を行う過程で本邦企業・本邦大学・自治体との意見交換を行う。特に、4)の検討にあたっては各案件候補で具体的にどのような本邦企業・本邦大学・自治体との連携策や日本側への裨益が生じ得るのかを検討・整理し、連携候補となるアクターの特定を目的とする。

6) 環境社会配慮調査

4)で検討した将来の連携案件候補群も念頭に、環境社会配慮上の検討を行う。具体的には、環境カテゴリはBのセクターローンとなることを仮定し、環境チェックリスト（指定様式）、環境社会管理フレームワーク、住民移転フレームワークを策定する。具体的には以下の業務を行う。

①環境社会管理フレームワーク

(ア) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という）に基づき、環境社会配慮面から見たサブプロジェクト選定基準及び環境影響評価手続きを踏まえて作成する。また、作成に際し、事務手続マニュアル別添 08-3-1～3「環境社会管理

フレームワーク・アウトライン」及び世界銀行の環境社会ポリシーを参考にする。主な調査項目は、以下のとおり。

- ア) ベースラインとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得、労働環境（労働者の権利を含む）等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）
- イ) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
  - (a) 環境社会配慮（環境アセスメント、住民移転、住民参加、情報公開、労働環境（労働安全、労働者の権利を含む）等）に関連する法令や基準等
  - (b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との整合性
  - (c) 関係機関の役割
- ウ) 実施機関の環境社会配慮面のサブプロジェクト選定基準・手続きの確認
- (イ) 「JICA 環境社会ガイドライン」に基づき、環境社会管理フレームワーク案を作成する。環境評価フレームワーク案に含まれるべき内容は、以下のとおり。
  - ア) プロジェクト及びサブプロジェクトの概略、サブプロジェクトの EIA/IEE がプロジェクトの承認前に作成されなかった理由
  - イ) 環境評価及び管理に係る、当該国及び地方法、規制及び基準の妥当性評価、サブプロジェクトの準備及び実施に係る目的と方針、国内法及び JICA の要件を遂行するうえでの実施機関の組織的能力評価及び能力開発の必要性有無
  - ウ) 支援対象の事業活動と、それらによる環境への影響予測
  - エ) 環境アセスメントとサブプロジェクトの計画に係るプラン（スクリーニングやカテゴリ分類、環境アセスと環境管理計画の準備に係る要件とスケジュールを含む）、サブプロジェクト選定の環境クライテリア
  - オ) 情報公開方法（サブプロジェクトの EIA/IEE 等の環境社会配慮文書の公開方法含む）、異議申立方法

- カ) サブプロジェクトのEIA/IEEの準備から承認までの実施機関、JICA、政府機関それぞれの役割、必要なマンパワー試算、必要あれば能力開発プログラムの提案、このフレームワークを実施するためのコスト積算と予算措置
- キ) モニタリング及び報告体制（JICAへの報告体制含む）
- ク) サブプロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間25,000CO<sub>2</sub>換算トン以上の場合、供用段階における排出量推計
- (ウ) 環境社会管理フレームワーク案に基づき、インテリム・レポート①内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

## ②住民移転フレームワーク

- (ア) 「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」に基づき、住民移転フレームワーク案の作成を行う。作成に際し、事務手続マニュアル別添08-3-1～3「住民移転フレームワーク・アウトライン（2024年5月）」及び世界銀行の環境社会ポリシーを参考にする。住民移転フレームワーク案に含まれるべき内容は、以下ア)～セ)のとおり。
  - ア) 事業目的及び住民移転の必要性
  - イ) 住民移転計画を作成できない理由
  - ウ) 住民移転計画の作成、承認プロセス
  - エ) 住民移転の想定数（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）
  - オ) 補償や生活再建対策の受給権者要件、補償基準の公開、補償金の算定方法、合意される個別補償内容の文書化や対象者への説明・閲覧要件、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理メカニズムに関する法的枠組みの乖離
  - カ) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
  - キ) 再取得価格に基づく損失資産の補償手続き
  - ク) 移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
  - ケ) 苦情処理を担う組織の権限及び具体的な手続き

- コ) 住民移転に責任を有する機関（相手国政府、金融仲介者、エンドユーザー等）の特定及びその責務
- サ) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- シ) 費用と財源
- ス) 実施機関によるモニタリング体制（必須）、独立機関によるモニタリング体制（必要に応じて）
- セ) 住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略

(イ) 住民移転フレームワーク案に基づき、インテリム・レポート①内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

#### 7) 対グジャラート州協力の方針案のとりまとめ

1) ~ 6) の調査結果を踏まえ、グジャラート州における協力の方針案を「インテリム・レポート①」として整理する。協力の方向性案は現時点で以下の項目を想定しているが、項目については発注者とよく相談して準備する。また、「インテリム・レポート①」はグジャラート州政府に説明・協議を行い、必要な内容の更新を行う。

##### 【協力の方向性案に含める項目（仮）】

- ・ グジャラート州における半導体産業の現状
- ・ グジャラート州政府、IIT ガンティナガールによる取り組みと課題（人材育成/インフラ/規制制度）
- ・ 協力の方向性案（JICA 協力スキーム、実施体制、スケジュール、将来の連携案件候補群）
- ・ 環境チェックリスト、環境社会管理フレームワーク案、住民移転フレームワーク案

#### (5) アッサム州における協力の方向性案の検討

「アッサム州における半導体初期的簡易調査」の報告書内容をレビューし、アッサム州における日印半導体連携の方向性について、更に以下の調査・検討を実施した上で策定する。

##### 1) アッサム州における半導体産業の位置づけ・重要性と日本の支援意義

アッサム州における半導体産業の位置づけ・重要性について、経済的側面（経済効果、雇用創出等）、及び社会的側面（北東部開発、貧困削減・ジェンダー主流化等）から整理する。また、アッサム州に対する半導体分野での日本の協力意義（日本裨益）についても検討する。各種整理に際して、アッサム州における半導体産業振興が北東部地域更にはインド全土に与える影響についても考慮する。

## 2) 人材育成体制の初期的検討

グジャラート州と異なり、アッサム州では後工程の工場建設1件のみが行われている状況である。一方で、アッサム州では、技能大学の設立等を通じて、技能教育および職業訓練システム強化を行う「アッサム・技能大学プロジェクト」がADBの支援のもと実施される例や、他州で建設が進む半導体工場において、アッサム州含む北東州出身者をオペレーターとして育成・雇用する例も見られ、州内半導体産業に留まらない、周辺北東州を巻き込んだインド全国における半導体産業人材育成の拠点に同州がなる可能性がある。インド政府も、北東部地域の旗艦工科大学であるIITグワハティの活用等を通じた同地域における半導体製造人材育成プラットフォームの構築を検討している。かかる状況も踏まえ、インド政府やグジャラート州政府の取組や他国事例も参照し、アッサム州における効果的な半導体人材育成体制を検討する。具体的には、育成対象人材種類・人数（インド全土への人材供給観点を含む）、半導体人材育成に必要な体制（産学官連携）、教育方法、国際連携等の人材育成に係る初期的検討を行うこと。また、同州においてどのようなアクター（政府・大学・職業訓練校等）に係る人材育成を担えるか等の現状分析にも留意する。

## 3) インフラ整備に関する初期的検討

半導体産業（後工程）の振興に向け、アッサム州政府による整備が必要なインフラのリストアップと、現在のインフラ整備状況（計画）について整理する。その際、インド国内で後工程工場の整備が進む他の地域（グジャラート州等）や、他国（マレーシア等）とも比較して、アッサム州が整備すべきインフラの初期リストを作成すること（インフラ仕様、費用概算、整備スケジュール、本邦技術活用可能性等の情報を含む）なお、本調査項目については、アッサム州での現地も行う前提とするが、調査実施に係るアッサム州からの許認可取得に一定の時間も要する可能性も踏まえ、調査計画は早期に立案することと

する。加えて、課題の特定及びアッサム州における半導体産業の更なる進展のために必要となるインフラに係る専門的調査（想定例：水・電気等）を実施する<sup>6</sup>。

#### 4) 現時点で改善すべきと思われる政策・規制制度の整理及び政策改善メカニズムの検討

今後、日本企業を含む半導体関連企業が、インドでの事業実施検討時、及び進出後に直面する可能性のあるインド国内の政策・規制制度上の課題と対応策（複雑な通関手続きの緩和、BIS（Bureau of Indian Standards）の緩和等）を整理する。特に、それぞれの政策の所管等に留意し、中央政府・州政府両レベルでの改善事項を整理する。また、それらの政策・規制制度の改善を実施する際のメカニズムや JICA をはじめとする日本政府関連機関の貢献可能性について提言する。その際、政策・規制制度改善を通じた日印双方にとっての裨益内容も整理する。

#### 5) 人材育成、インフラ、規制制度改善のそれぞれにおける将来の初期的な連携案件候補の検討

(1)、(2)、(3)、(4)の調査・検討内容を踏まえ、①人材育成、②インフラ整備、③政策・規制制度の各分野における、将来の連携案件候補群の初期的検討を行うこととする。同案件候補群には以下の情報を含むこととし、発注者の指定の様式（現時点での様式案は配布資料「連携案件候補群情報シート」の通り）でとりまとめること。

- ・ 事業概要
- ・ 実施主体/運営維持管理体制
- ・ コスト概算
- ・ 運用効果指標（目標値を含む）
- ・ 環境社会配慮上の留意事項
- ・ 連携可能性のある日本の機関（あれば）
- ・ ジェンダー主流化に資する活動（あれば）

---

<sup>6</sup> この他、今後アッサム州において半導体関連のインフラ整備を検討するにあたり、有効と考えられる項目がある場合には、その内容についてプロポーザルにおいて提案すること。また、具体的な調査手法についても、プロポーザルにおいて提案すること。この際、当該専門的調査は再委託により実施することを想定し、定額での計上とする。

人材育成、インフラ整備、政策・規制制度のそれぞれの連携案件候補群の件というイメージはグジャラート州と同様。

#### 6) 本邦招へいの実施

アッサム州政府関係者を中心とした本邦招へいの実施（2026年秋頃又は2027年5月頃：発注者と相談して決定）を行う<sup>7</sup>。来日中に将来的に連携可能性のある本邦企業・本邦大学・自治体を訪問し、意見交換を行うこと。

#### 7) 本邦企業・本邦大学・自治体との意見交換

上記1)～6)の検討を行う過程で本邦企業・本邦大学・自治体との意見交換を行う。特に、5)の検討にあたっては各案件候補で具体的にどのような本邦企業・本邦大学・自治体との連携策や日本側への裨益が生じ得るのかを検討・整理する。

#### 8) 環境社会への影響調査

5)で検討した将来の連携案件候補群も念頭に、環境社会配慮上の検討を行う。具体的には、環境カテゴリはBのセクターローンとなることを仮定し、環境チェックリスト（指定様式）、環境社会管理フレームワーク、住民移転フレームワークを策定する。具体的には以下の業務を行う。（4）6)に記載の内容と同様とするが、調査結果は、「インテリム・レポート②」及び「ドラフト・ファイナル・レポート」にまとめることとする。

#### 9) 1)～8)を踏まえたアッサム州協力方針案のとりまとめ

1)～8)の調査結果を踏まえ、グジャラート州における協力の方針案を「インテリム・レポート②」及び「ドラフト・ファイナル・レポート」として整理する。「インテリム・レポート②」については本邦招へいの実施前の段階の内容を提出することとし、本邦招へい実施後の調査結果を「ドラフト・ファ

---

<sup>7</sup> 本邦招へいは、アッサム州における協力の方向性案の検討に必要な情報収集に留まらず、将来円借款等を活用した日印連携を促進するための基盤づくり(日本側関係者との意見交換等)を目的として実施する。訪問先(本邦企業・本邦大学・自治体等)の選定にあたっては、調査で整理する主要論点(人材育成・インフラ・制度等)との関連性、実現可能性、期待される成果等に留意し、具体的なプログラム案を提案すること。さらに、本邦招へいは日本側関係者との面識形成・関係構築を通じて、今後の連携検討・実施に向けた議論を深める機会でもあるため、その趣旨に沿った意見交換・視察を組み込むこと。

イナル・レポート」に反映する。また、これらのレポート内容はアッサム州政府に説明・協議を行い、必要な内容の更新を行う。

なお、協力の方向性案は現時点で以下の項目を想定しているが、項目については発注者とよく相談して準備する。

#### 【協力の方針案に含める項目（仮）】

- ・ アッサム州における半導体産業の現状
- ・ アッサム州政府、及び州内の教育機関による取り組みと課題（人材育成/インフラ/規制制度）
- ・ 協力の方向性案（JICA 協力スキーム、実施体制、スケジュール、将来の連携案件候補群）
- ・ 環境チェックリスト、環境社会管理フレームワーク案、住民移転フレームワーク案

#### （6）中央政府（電子情報技術省）への進捗報告・意見交換

グジャラート州政府、アッサム州政府向けの協力の方向性について、パワーポイントで要約資料を作成し、発注者による電子情報技術省及び同省傘下インド半導体ミッション（ISM）等に対する説明・意見交換の支援を行う。また、同省の意見を踏まえて、グジャラート州及びアッサム州の協力の方向性案を更新することを検討する。

### 3）報告書等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、最終成果品はファイナル・レポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得るものとする。なお、下記部数は発注者へ提出する部数とし、その他現地での説明に必要な部数は別途受注者が準備するものとする。

#### （1）調査報告書

##### 1）インテリム・レポート①（IT/R）

内容：グジャラート州日印半導体協力方針案

提出時期：2026年7月31日

部 数：電子データのみ（日本語・英語、英文要約）

##### 2）インテリム・レポート②（IT/R）

内容：アッサム州日印半導体協力方針案

提出時期：2027年2月12日

部数：電子データのみ（日本語・英語、英文要約）

### 3) ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)

提出時期：2027年8月6日

部数：電子データのみ（日本語、英語、英文要約）

### 4) ファイナル・レポート (F/R)（製本）

提出時期：2027年10月29日

部数：和文5部、英文7部、CD-R4部（日本語2部、英語2部）

注）報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

## （2）その他の報告書類

### 1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10営業日以内

部数：電子データのみ（日本語）

### 2) その他説明資料

記載事項：関係機関に対する調査進捗報告。

提出時期：報告の都度、及びF/R提出時にまとめて提出。

部数：報告時は必要部数、F/R提出時はF/Rに添付もしくは別添とする。

### 3) 面談録

記載事項：関係機関との面談を実施した際の議論の要旨。

提出時期：面談実施後、ワードファイル等でメールに添付し速やかに提出。

部数：F/R提出時はF/Rに添付もしくは別添とする。

## （3）報告書の仕様

ファイナル・レポートについては製本したものを提出すること。それ以外の報告書については原則として電子データのみを作成することとする。なお、各種報告書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」の印刷仕様・電子仕様を参照すること。

#### (4) 収集資料

調査時に収集した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で提出すること。

#### (5) 報告書作成にあたっての留意点

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文等の外国語についてもネイティブスピーカーなどによるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。
- 2) 報告書が特に分冊方式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。
- 3) 先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、発注者が必要と認め、提出を求めたものについても提出すること。

#### (6) インド地図の扱い

- 1) インド及びパキスタンについては、国全体を示す地図は用いず、関係する地域に限定した地図を作成して使用する。
- 2) 上記1)での対応が困難もしくは不適當な場合には、発注者の担当部署と協議のうえ、以下①の対応を検討する。①での対応が困難もしくは不適當の場合には、②の対応としたうえで、免責条項を必ず記載する。
  - ① 複数国が領有権を主張する地域（カシミール地域、アルナーチャル・プラデーシュ地域及びカラパニ地域）を他項目（例：地図にかかる凡例、図表）で覆い隠す等、対象地域を表示しない地図を使用し、以下の免責条項を原則記載する（地図の出典も合わせて記載する。パワーポイント等においても免責条項を省略してはならない。）。
  - ② ①での対応が困難もしくは不適當な場合には、各国が主張する国境及び実効支配線がすべて点線で表示されている地図、もしくは一切の国境線が示されていない地図を使用する（地図の出典も合わせて記載する。）。地図上で色分け等をする場合は、どの国の領土とみなしているかを類推させる懸念があるため不可。また、以下の免責条項を原則記載する（パワーポイント等においても免責条項を省略してはならない。）。
- 3) 上記2)に記載の地図を使用する場合には、以下の免責条項を記載する。地図の出典も合わせて記載する。なお、パワーポイント等においても免責条項を省略せず明記する。

#### 【免責条項】

免責：本地図上の表記は図示目的であり、いずれの国及び地域における、法的地位、国境線及びその画定、並びに地理上の名称についても、JICA の見解を示すものではありません。

Disclaimer: This map is only for illustrative purposes and does not imply any opinion of JICA on the legal status of any country or territory, the

border line of any country or territory or its demarcation, or the geographic name

#### 第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項  
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	グジャラートにおける人材育成体制において特に初期的段階で特に検討しておくべき事項	第4条 調査の内容(4) グジャラート州における協力の方向性案の検討 1) 人材育成体制の初期的検討
2	グジャラート州が今後半導体関連のインフラ整備を検討するにあたり有効と考えられる項目	第4条 調査の内容(4) グジャラート州における協力の方向性案の検討 2) インフラ
3	アッサム州が今後半導体関連のインフラ整備を検討するにあたり有効と考えられる項目	第4条 調査の内容(5) アッサム州における協力の方向性案の検討 3) インフラ整備に関する初期的検討
4	本邦招へいのプログラム案	第4条 調査の内容(5) アッサム州における協力の方向性案の検討 6) 本邦招へいの実施

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：JICA 円借款事業形成業務、半導体分野にかかる各種調査・検討業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

##### 4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

##### 5) 現地業務に必要な資機材

##### 6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

##### ・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

##### ➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

## 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：インド国及びその他の地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

本調査は2026年6月中旬以降に開始し、最終的に調査結果及び提言を取りまとめたファイナル・レポートを2027年10月29日に提出する。

### (2) 業務量目途

#### 1) 業務量の目途

約20.02人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月1.9人月を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討に当たっては、半導体の専門性を持つ従事者を含めること。

#### 2) 渡航回数 の目途 延べ18回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、配置人員の報酬での支払いを想定しておりますが、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めません。

- 環境社会配慮に関する現地での情報収集

#### (4) 配付資料／公開資料等

##### 1) 配付資料

1. インド国「日印産業連携・人的交流促進に係る情報収集・確認調査」ファイナルレポート
2. IIT ガンティナガル・グジャラート州半導体人材育成計画資料
3. グジャラート州政府との JICA 協議済資料
4. アッサム州における半導体初期検討資料
5. IIT グワハティ・アッサム州半導体人材育成計画資料
6. アッサム州政府との JICA 協議済資料
7. 技術協力等におけるジェンダー主流化調査分析業務現地調査報告書
8. 連携案件候補群情報シート

##### 2) 公開資料

- インド国「日印半導体サプライチェーン情報収集・確認調査」ファイナルレポート  
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12390779.pdf>
- グジャラート産業政策 2020  
[7904b6a5-bc1a-494f-9436-3862c1ae6d09\\_Industrial Policy\(Japanese\).pdf](https://www.gujarat.gov.in/industrial-policy-2020)
- The Gujarat Semiconductor Policy (2022-27)  
[DST - Department of science and Technology](https://www.gujarat.gov.in/dst-department-of-science-and-technology)
- 「半導体・デジタル産業戦略」（経済産業省、2023年）  
<https://www.meti.go.jp/press/2023/06/20230606003/20230606003-1.pdf>

#### (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無 ※C/Pとの間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言

		語等) 含め、渡航国・地域で使用する言語は英語です。
3	執務スペース	無
4	家具 (机・椅子・棚等)	無
5	事務機器 (コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

## (6) 安全管理

### ①治安状況の確認

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA インド事務所、在インド日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特にサイト視察等に伴う移動や地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をする。詳細は以下リンクを参照。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

なお、以下の対応を行い、必要な経費を計上すること。

- (ア) 契約時点における渡航計画を所定の書式にて事前にJICAに提出するとともに、渡航計画の変更があった場合は直ちに JICA に報告を行うこと。特に現地滞在中における渡航計画の変更に際しては JICA インド事務所にも報告すること。
- (イ) 上記 (ア) と併せて、インドに渡航・滞在する際には、所定の書式に団員別に滞在先、移動手段等を記載し、JICA インド事務所に予定を事前に送付すること。なお、書式に変更がある場合は JICA の指示に従うこと。
- (ウ) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、無線 LAN接続可能な携帯電話 (スマートフォン) に加え、無線インターネット用のデータ通信端末 (モバイルルーター、現地にて入手可能) 等を用意すること。なお、通信費に計上する備品以外に安全対策として追加で必要な備品については現時点では想定していないが、調査の進捗により必要が生じた場合には、契約締結後に発注者と協議の上、対応することとする。
- (エ) 現地再委託を行う場合、再委託業者が第三国から調達となった場合においても、緊急事態への対応が適切にとられるよう必要な策を講じた契約を行うこと。

- (オ)現地での調査実施にあたっては JICA インド事務所、在インド日本大使館（必要に応じて各地域領事館）と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、インド国内での安全対策については JICA インド事務所安全班の指示に従い、地方部において現地調査を実施する場合は、調査実施の 2 週間前までに JICA インド事務所に行程案を提出し、承認を得ること。危険度の高い地域への渡航を行う場合には、派遣前に、必要に応じ JICA 本部安全管理部による安全管理ブリーフを受けること。
- (カ)現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

## ②行動規制

- (ア)活動に際しては、現地事情に精通したカウンターパート等を同行させること。
- (イ)移動にあたっては原則、手配車両を使用し、公共交通機関等は避けること。
- (ウ)必要に応じ、JICA インド事務所より地元警察等の警護を依頼することがあるため、その際は警察と同行を共にすること。（警護手配に係る費用は JICA が負担する）
- (エ)都市間及びサイト視察は、基本的に日中のみとし、早朝・夜間の移動は禁止する。

## ③通信手段

- (ア)各都市間の陸路移動、及び各都市と周辺部との陸路移動の際は、現地で利用可能な携帯電話を携行する。
- (イ)事前にカウンターパート等現地受入機関担当者の氏名及び携帯番号等連絡先を入手し、事務所に報告する。

## ④安全な宿舎の手配

在インド日本大使館や JICA インド事務所からの意見も参考に、渡航の事前に安全な宿舎を確保すること。

## 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成にあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

### (1) 契約期間の分割について

第1章「1.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

#### 【上限額】

81,298,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

### (3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について（該当する□にチェック）

本案件は定額計上はありません。

本案件は定額計上があります（18,141,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	インフラ整備に関する専門的な調査	第4条 (4) グジャラート州における協力の方向性案の検討	11,000,000円	インフラ関連調査一式	再委託費

		<p>2) インフラ整備に関する初期的検討、</p> <p>(5) アッサム州における協力の方向性案の検討</p> <p>3) インフラ整備に関する初期的検討</p>			
2	本邦研修（本邦招へい）にかかる経費		7,141,000 円	報酬（事前業務（3号0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では3号0.50人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費	報酬 国内業務費

				1,059,200 円)	
--	--	--	--	-----------------	--

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(10) その他留意事項

当機構が配付した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

別紙：プロポーザル評価配点表

別紙

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	-	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)